

保証意思宣明公正証書の作成に関するご説明

1. 公正証書について

(1) 公正証書の作成が必要な場合

民法の規定により、資金使途の全部または一部が事業に用いられる融資の保証人になろうとする個人の方（以下「保証予定者」といいます。）は、その保証契約を締結する前に、公証役場で公証人から保証意思の確認を受けて、保証意思宣明公正証書（以下「公正証書」といいます。）を作成してもらう必要があります。

ただし、保証予定者が主債務者の事業と関係の深い次のような方に該当する場合には、保証意思の確認手続（公正証書の作成）は不要とされています。

主債務者が『法人』の場合	・その法人の理事、取締役、執行役またはこれらに準ずる者 ・その法人の議決権の過半数を直接的・間接的に有する株主等
主債務者が『個人』の場合	・主債務者と共同して事業を行っている者 ・主債務者の事業に現に従事している主債務者の配偶者

（参考1）「公証人」は、裁判官、検事などを長く務めた法律実務の経験豊かな者で、公募により法務大臣が任命しています。

（参考2）公証人がその権限において作成する公文書のことを「公正証書」といいます。

(2) 公正証書の作成場所

公証人に公正証書を作成してもらうためには、保証予定者本人に、公証役場（公証人が執務する事務所）を訪問していただく必要があります。

当金庫の近隣の公証役場は次のとおりです。

新潟公証人合同役場 新潟市中央区天神 1 丁目 1 番地 プラーク 3 (6 階) TEL025-240-2610
三条公証役場 三条市東三条 1 丁目 5 番 1 号 TEL0256-32-3026

（参考1）保証意思の確認手続（公正証書の作成）は、上記以外の公証役場でも行うことができます（公証役場の一覧は日本公証人連合会のウェブサイトでご確認いただけます）。

（参考2）公証役場を訪問することが著しく困難な場合には、例外的に、公証役場外（病院等）での手続が認められることもありますので、公証役場にご相談ください。

(3) 公正証書の作成・交付に必要な手数料

公正証書の作成および公正証書（正本または謄本）の交付には、所定の手数料がかかります。
あらかじめ、債務者と保証予定者の間で手数料の負担方法等についてご相談ください。

○作成手数料	11,000 円（1 保証契約あたり）
○交付手数料	250 円（1 枚あたり / 例えば公正証書の枚数が 4 枚のときは 1,000 円）
※2020 年 4 月 1 日現在。詳細は、公証役場にご確認ください。	
※手数料に消費税はかかりません。	

(4) 公正証書の有効期間

公正証書は、保証契約の締結日前 1 か月以内 に作成されている必要があります。

例えば、7 月 15 日に保証契約を締結するには、6 月 15 日以降に公正証書が作成されている必要があります。なお、この日より前に作成された公正証書では、保証契約を締結することができません。

(5) 公正証書のご提出

保証契約の締結にあたり、公正証書が正しい内容で作成されたことを確認する必要があるため、当金庫に公正証書（謄本）をご提出いただきます。

2. 公正証書の作成から契約締結までの主な流れについて

① 主債務者から保証予定者に対する情報提供

民法の規定により、主債務者は、保証予定者に保証の委託をするときは、保証予定者に対して「財産および収支の状況」「他の債務の状況」「担保提供の状況」に関する情報を提供することが義務付けられています。

公証人から保証意思の確認を受ける際（下記⑤）に、保証予定者に対して、情報提供の有無や提供された情報の内容についても確認されますので、事前にこれらの情報提供が行われ、保証予定者が理解している必要があります。

② 当金庫から保証予定者に対する手続等のご説明等

融資取引にかかる当金庫内での手続が進んだ段階で、保証予定者に対して公正証書の作成手続や留意点等について説明いたします。

なお、本件は、次の③での「予約」とは順番が前後する場合があります。

③ 公証役場への訪問の予約等

保証予定者は、公証役場に連絡し、訪問する日時を予約してください。また、公証役場（公証人）と相談のうえ、その指示に従い「保証意思宣明書」その他の資料を提出してください。

なお、「保証意思宣明書」とは、公証人から確認を受ける事項をあらかじめ整理し理解しておくための資料です。

（注）「保証意思宣明書」は、日本公証人連合会のウェブサイト等から入手することができます。

④ 公証役場への訪問

保証予定者本人が、予約した日時に公証役場に出向いてください。

保証予定者本人であることの確認（身分証明書等による）を受けたのち、保証意思確認の手続が進められます。

（注1）保証意思確認の手続を代理人に依頼することはできません。また、保証意思確認の手続に、主債務者および当金庫の職員等が同席することはできません。

（注2）身分証明書等の具体的な種類については、日本公証人連合会のウェブサイトでご確認いただけます。

⑤ 公証人による保証意思の確認

公証人から、保証をしようとしている主債務の具体的な内容を認識しているか、保証をすることで自らが代わりに支払などをしなければならなくなるという大きなリスクを負担するものであることを理解しているか、主債務者の財産・収支の状況等について主債務者からどのような情報の提供を受けたか、などについて確認を受けることとなります。

このほか、保証人になろうと思った動機や経緯などについても質問されることがあります。

⑥ 公正証書の作成・交付

公証人による保証意思の確認後、保証予定者による署名・押印等の所要の手続を経て、公正証書の原本（公証役場保管用）が作成されます。

保証予定者は、公証役場に請求して、公正証書の謄本（全信協注）の交付を受けてください。

（注）通常、訪問日当日に公正証書を受領することができるものと思われます（ただし、保証意思の確認手続の状況、確認の実施時間等にもよります）。

⑦ 公正証書のご提出

保証予定者（または主債務者）は、当金庫に公正証書をご提出ください。

なお、当金庫での確認の結果、公正証書の内容の誤り等により、保証契約を締結することができないと当金庫が判断したときは、公正証書の再作成をお願いする場合があります。

⑧ 保証契約の締結

保証にかかる契約書により、当金庫との間で取り決めた日に保証契約を締結します。

ご不明な点などがございましたら、お取扱店の融資担当窓口までご連絡ください。

加茂信用金庫